

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	DCニッセイ国内株式アクティブ
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式
4. 商品属性	
当初設定日	2001年12月26日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	ニッセイ国内株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 (ニッセイ国内株式マザーファンドはわが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。)
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として上記マザーファンド受益証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。 ● TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。 ● 上記マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては、直接国内の株式、公社債等に投資を行う場合があります。 ● 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)
決算日	毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎決算時(原則12月20日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ● 分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.65%(税抜年1.50%) (内訳:委託会社0.77%(税抜0.70%)、販売会社0.77%(税抜0.70%)、受託会社0.11%(税抜0.10%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。 ● 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、投資信託財産中から支弁します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産中から支弁します。 ● 投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入のつど、投資信託財産中から支弁します。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用(つづき) その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 ● 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該監査報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産より支弁します。
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み・解約請求などを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込み・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は、弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等・リスク	ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。主なリスク要因は以下の通りです。
株式投資リスク	株式市場が国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落する場合には、ファンドが実質的に組入れを行っている株式の価額の下落に伴い、基準価額が下がる傾向があります。また、ファンドが実質的に投資している企業が倒産や業績悪化等に陥った場合、およびそれらに関する外部評価に変化が生じた場合、当該企業の株式の価額が大きく下落し、ファンドに重大な損失を生じることがあります。
流動性リスク	短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、基準価額が大きく下落するリスクがあります。
金利変動リスク	金利変動リスクとは、金利変動により債券価額が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、ファンドが実質的に組入れを行っている債券の価額は下落し、基準価額が下がる傾向があります。
信用リスク	信用リスクとは、公社債の発行体が経営不振、資金繰り悪化等により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価額が下落するリスクをいいます。これらの場合、基準価額が下落するリスクがあります。
その他	ファンドは、コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの信託財産の保管、管理業務を行います。) (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。